熱海市伊豆山土石流災害から考える災害関連死 -申請主義の網からもれる死者たち-(筆者 遺族 伊東真由美)

前提

故意や過失により人が亡くなった場合、警察は当然のことながら、一人一人について、誰が、いつ、どのように亡くなったのかを徹底的に調べます。 行政も災害で亡くなった人の数を漏れのないよう正確に把握すべきと考えます。

遺族がいない場合、災害関連死にならない可能性あり

多くの行政手続きと同様に、災害関連死は申請主義となっています。そのため、 家族のいない独り暮らしの被災者が亡くなっても、災害関連死の申請はなされま せん。また、災害関連死の認定は、災害弔慰金を支給し遺族の生活を支援するた めの制度なので、遺族が弔慰金の支給を望まなければ申請しない場合も考えられ ます。

申請が難しい遺族の例

参考文献として挙げた、災害関連死の実態に迫る「最期の声」の中には、関連死を疑っても申請に至らない例が紹介されています。災害によって打ちのめされている遺族が、申請に必要な難しい書類を自分で揃えることに負担を感じて申請に至らない例、申請しようとしても窓口職員に暗に認定されないと言われて諦めてしまう例、お金をもらう申請をすることに対する周囲からの中傷を恐れて申請しない例などです。しかしこれらは改善できることだと思います。

つまり現状では、災害関連死と言われている人たちは氷山の一角かもしれないのです。

そこで私は、弔慰金が支給されていない災害関連死についても行政が調査して、 災害関連死として死者の数に加えるべきだと考えています。災害の規模、被害の 実態を正確に把握して記録することは、今後の災害に対して適切な支援を行うた めに必要だからです。

これは今後の災害について調査するだけでなく、過去の災害についても調査が必要だと考えます。災害関連死の申請に時効が設定されていないことを鑑み、認定制度ができた 1995 年までさかのぼることを視野に入れた提案になります

遺族不在の場合、 - 場別をと無付けしない関連死の把握について議論を始めることを を提言

災害の実態を把握し、適切な支援を行うためには、弔慰金の支給とは独立して災害関連死を認定する制度が必要であると考えます。一つの具体的な提案として、 被災地で患者を看取る医師が、患者の被災の有無を調べ、災害と関連する可能性 が疑われる場合は自治体に連絡し、自治体が遺族の有無を調べ、遺族がいない場合は申請がなくとも災害関連死について調査するシステムを構築することは可能だと思います。遺族がいる場合には、「災害関連死の疑いあり」と通知することも可能でしょう。

災害関連死かどうかの判断基準である「被災と死亡との相当因果関係」については、治療に関わった医師のみでは判定できないので、医師・医療機関が最初のスクリーニングを行い、自治体がそれに基づいて調査するイメージになります。もちろん、スクリーリングに漏れても、遺族からの申請は可能です。ここまでは、日本中の被災地に共通する課題です。

伊豆山の土石流災害は人災

熱海市伊豆山土石流は人災を強く疑われているのが他の災害との違いです。

盛り土の所有者達を殺人罪、過失致死罪で警察が捜査しています。罪の重さをはかる基準の一つとなる被害者数の正確な把握をおろそかにすることは許されません。故意又は過失によって人が亡くなったのです。その点は、遺族の有無や直接死か関連死かによる違いはありません。

行政や警察は、土石流事件の隠れた被害者を掘り起こしてほしい

死亡者だけでなく、被災により障害を負った方、今も心身に傷を負った方達の埋 もれた被害についても同様です。発災によって人生を変えられた全ての被害者に 向き合ってほしいと思います。

これから

伊豆山には、もう一人か二人、災害関連死の方がいるのではないかという感触が あります。遺族不在なのでしょう。

情報の出どころ、プライバシーの問題もあり、個人で特定するのは容易ではありません。行政に認定させるにはどういう法的なプロセスが必要か、これから識者と相談し、自分のできることを見つけていきたいと思います。

*災害弔慰金と関連死の認定に関する説明

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)では「市町村は、政令で定める災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行うことができる」と定めています。それを受けて全国の自治体では、支給のための条例を定めました。

支給を受けることができるのは、災害による「直接死」だけではなく、避難生活のストレスや過労など間接的な原因による「関連死」も、1995年の阪神大震災から認められるようになりました。

関連死の認定は市町村に委ねられており、亡くなった状況と、災害との因果関係を、医師や弁護士などで構成される審査会によって判定されます。

2019年8月施行の改正災害弔慰金支給法で、市町村が審査会を設けることが努力

義務として定められました。

災害関連死が認定されると、弔慰金だけでなく、遺族としての義援金の配分を受けられ、さらに有形無形の支援の対象になります。慰霊碑に名前が刻まれ、遺族は慰霊式に招かれます。学齢の遺族には学費援助がされます。

遺族の心を救う制度でもあります。せっかく助かった命が何故亡くなってしまったのか、私達は理由を問い続け、答えが見つからない苦しさの中には復興や未来 はありません。認定により取り戻せる尊厳は確かにあります。

【参考文献】

「最期の声」 山川徹 著 KADOKAWA (2022年)

「災害弔慰金の制度と裁判」復興(18 号)Vol.7 No.6 2017.3. 36 小口 幸人